

議長（門 瀧雄）

これをもって、8 番古川議員の質問を終わります。

次に、9 番村井勉君。

議員（村井 勉）

9 番、村井勉です。

私は 2 点ほど、お伺いいたします。

まず最初に、多度津町学校給食共同調理場の民間委託移行についてでございます。

先日、総務教育常任委員会の視察に行きまして、学校給食業務を民間に委託している奈良県橿原市に研修視察に行つて参りました。

橿原市では、給食センターではなく各学校単位で給食調理が行われており、同市では平成 15 年より、各小学校と中学校の学校給食の調理と洗浄業務について、随時民間企業へ委託をしております。

市では、単独校方式を堅持しており、食材の購入や給食の献立作成については、従来どおり教育委員会が責任をもって実施し、児童、生徒の栄養や食文化を考えたメニューなどを提供しています。

委託された民間業者は、給食サービスのプロとして公共施設を始め、数多くの施設の調理業務において実績をあげております。また、市町村教育委員会では、学校給食の内容や食の安全面において、指導管理を徹底することなどにより、円滑な学校給食の運営を確保することで、費用の削減効果が得られているとのことです。

多度津町では、昭和 55 年に多度津町学校給食共同調理場が完成し、町内 4 幼稚園、4 小学校、1 中学校の子供たちに、合わせて一日約 2,300 食の給食が提供されています。

学校給食は児童生徒の心身の健全な発達に資するものであり、かつ国民の食生活の改善に寄与する目的を持っており、児童生徒が健康な食生活に関する理解を深め、食事を大切にする態度や心を育てるうえで重要な意義を持つものです。学校給食に求められる役割は、戦後の主な目的であった児童生徒の栄養不足を補うことから、栄養の確保へと変化し、近年では給食の安全性も論議されるようになっていきます。

さて、多度津町でもこうしたなか、2、3 年後を目途として、行政改革、機構改革の一環として、給食センター業務の民間委託に向けた検討が行われていると聞いています。

そこで、給食センターの民間委託についてお聞きいたします

1 橿原市の給食サービス民間委託の好事例を見る限り、民間委託の方向性について、

多度津町も検討を進めていくべきものであると考えますが、仮に民間委託に移行した場合、現在給食センターに勤務している職員の処遇についてどうするのでしょうか。

- 2 民間委託の委託範囲をどこまでとする予定でしょうか。橿原市と同様に調理業務と洗浄業務だけを委託することになるのでしょうか。
- 3 現在の多度津町学校給食共同調理場の建物と設備は、築 30 年を超えており老朽化が進んできています。民間委託する場合、建物や設備の修繕、更新をどうするのでしょうか。
- 4 委託業者や納入業者をどのように決定するのでしょうか。
- 5 給食事業の民間委託移行に関し、今後のスケジュールやその他課題となっていることは何かあるのでしょうか。

次に、大きな社会問題となっている体罰の問題についてお伺いいたします

8 月 10 日付の四国新聞の記事によりますと、大阪市立桜ノ宮高校の男子生徒が体罰を理由に自殺した問題を機に、文部科学省がその実態調査を行ったところ、2012 年度に全国の国公立の小中高などで、体罰を行ったと認定された教員が 6,721 人で、被害を受けた児童生徒の数が 1 万 4,208 人に上っていることが分かりました。体罰があった学校は 4,152 校で、これは 9 校に 1 校の割合となります。

公立校に限定した 2011 年度調査で、体罰を理由に処分された教員が 404 人おり、体罰を行った教員を公立校だけで 2011 年度と単純比較すると、2012 年度は 13.4 倍に増加しています。これは、体罰が表面化せずに見過ごされてきた実態が反映されたものとなります。なお、文科省の発表では、体罰を把握したきっかけの 50.6%が教員からの申告によるものでした。

小中高別に体罰をした教員を見てみると、中学校が 2,805 人と最も多く、続いて高校の 2,272 人、小学校の 1,559 人となっています。小学校では授業中の体罰が 59.1%を占めていますが、中高は部活動中が 40%前後となっており、体罰が行われる傾向の違いが明らかになっています。

国公立別では、公立は 5,415 人、初めて調査が実施された私立は 1,259 人、国立は 20 人これは高等専門学校を除いていますとなっています。

また、教員千人当たりの体罰を行った人数を見てみると、私立が 9.5 人、公立が 5.3 人、国立が 2.5 人となっており、私立が多い傾向となっています。体罰を行った教員は 172 人に 1 人の割合で、中学が 104 人に 1 人と最も多く、被害を受けた児童生徒は千人に 1 人でありました。

体罰の内容は、素手で殴るが 61.0%と大半を占めて、次いで蹴るが 9.2%、棒

などで殴るの 5.3%などとなっています。

また、教員の処分については、懲戒や訓告などを受けた公立教員が 2,752 人で、うち 3 人が懲戒免職、今後処分予定となっているのが 2,663 人です。

香川県では、公立と私立を合わせた 40 校で 66 件の報告があり、教員 59 人が延べ 150 人の児童生徒に体罰を加えています。公立学校で体罰を行った教諭 39 人については、7 月中旬までに処分を終えているということでございます。

そこでお聞きいたします。

今後、体罰の問題が発生しない学校教育を実現していくために、小学校での授業の在り方や、中学での部活動の指導などについて、教育委員会としてどのような方針で臨んでいくのか、お聞かせいただきたいと思います。

以上でございます。

町長（丸尾 幸雄）

村井勉議員の、学校給食センターの民間委託移行についてお答えをさせていただきます。

学校給食業務に関しましては、視察研修や、また、町の学校給食センターへの視察等を通じて関心を持っていただき、本当にありがとうございます。

この業務は民間委託する方向で進めておりますが、今、広域での運営も検討中です。

案としましては、善通寺市と琴平町と多度津町で、合同の給食センターを 3 市町の間接点であります善通寺に建設し、共同運営での民間委託を考えております。1 市 2 町とも施設の老朽化に伴い、改築を考えておりましたので、効率よく効果的に運営できるよう、3 市町の担当課で協議、検討中であります。1 市 2 町での合同運営は、安全、安心な食材確保と、各市町の特産物を活かした地産地消のもとで進めようと考えております。

善通寺市が 3,500 食、多度津町が 2,300 食、琴平町 800 食を賄う施設となりますので、まず大事なのは、児童、生徒の食の安全と栄養バランスの確保です。3 市町間で討議しながら進めて参りますので、合同運営にご理解賜りますようお願い申し上げます。

また、町の現業職員につきましては、給食センターのみならず、環境課職員にも一般職転向の希望をとり、先日一般職移行への試験と面接を行ったところ です。

ご理解賜りますようお願い申し上げ、その他のご質問につきましては、教育長より答弁して参りますのでよろしくお願いをいたします。

教育長（田尾 勝）

村井勉議員の、学校給食センターの民間委託移行についてのご質問にお答えします。

初めに、答弁に移ります前に、詳細については明日の総務教育常任委員会の中で、改めてご報告はさせていただきますが、今現在、善通寺市を中心に琴平町及び、多度津町の 1 市 2 町で、学校給食センターの共同設置及び、共同運用について平成 29 年 4 月運用開始を目標として協議が進められており、その方向で行くという前提の中で答弁をさせていただくことを、予めご了承ください。ただければ幸いに存じます。

一つ目の、現在勤務している職員の処遇についてでございますが、今現在、学校給食センターに勤務している職員の内訳としましては、正規職員が 8 名、嘱託職員が 3 名、臨時職員が 3 名の合計 14 名の調理員、また配送については 2 名の嘱託職員で対応しており、他に県費の職員にはなりますが栄養教諭、栄養士の 2 名、学校給食会の職員として 2 名の臨時職員、そして嘱託職員でもあります所長が勤務しております。

このうち調理業務に従事しております正規職員につきましては、今後順次定年退職を迎えることにより、平成 26 年度に 7 名、平成 27 年度に 6 名、平成 28 年度には 4 名となる予定であります。

しかし、現在進めようとしている民間委託への移行が実現するまでは、直営によって現在の学校給食に係る調理業務の全体量及び、水準を維持する中で食の安全を確保するために、退職職員の補充として嘱託職員による人員の充当が、必要不可欠であることは明白であります。

そういったことから、人事担当課である町長公室とともに連携を密にする中で、正規職員の処遇については、基本的に配置転換を前提に、関係職員の意向を尊重することを最優先に考えながら進めていく所存でございます。

嘱託及び、臨時職員については、町としては将来的に新たな職場での雇用確保の可能性について、検討してまいりたく考えております。

二つ目の、民間委託の範囲及び、三つ目の既存施設の更新についてでございますが、施設の建設も含め学校給食事業の運営全体を委託するのか、特定の部門の運営のみ委託するのかは、今後 1 市 2 町全体としての協議の中で決まっていくことになろうと存じます。

四つ目の、委託業者や納入業者の決定についても、同様に今後 1 市 2 町全体としての協議の中で、決まっていくことになろうかと存じています。ただ、食材については、現在ひまわりの会から提供いただいております、新鮮で安心な地元で生産された食材を活用している、いわゆる、地産地消について、新体制の中でもできる限り、1 市 2 町全体の中で具体化を提案して参りたいと考えております。

五つ目の、今後のスケジュール及び課題についてでございますが、これについても今からヒアリング等を通じて、現場の意見を吸い上げていく中で、例えば

献立の統一や学校栄養職員の配置人数など、様々な課題が浮き上がってくる
ことが予想されると存じています。

いずれにいたしましても、今後も引き続き、善通寺市を中心に琴平町及び、多
度津町の 1 市 2 町で学校給食センターの共同設置及び、共同運用について平
成 29 年 4 月運用開始を目途に協議を進めてまいります。

その中で随時、議会の皆さまにも中間報告をさせていただきたくお願いし、簡
単ではございますが、給食センターに関わる、村井議員のご質問に対する答弁
は終わらせてもらいます。

続きまして、体罰に関する質問にお答えいたします。

体罰は、学校教育法に違反するのみならず、児童生徒の心身に深刻な影響を
与えます。さらには力による解決の志向を助長し、いじめや暴力行為などの
土壌を生む恐れがあり、いかなる場合でも決して許されるものではありません。

教育委員会では、体罰の問題が発生しない学校教育を実現していくために、具
体的に次のような取組をしております。

まず、体罰を未然に防止するため校長会等を通じて、体罰禁止の趣旨を徹底
し、懲戒、体罰の区別等により一層適切な理解を深めるよう、再三に渡って
指導をしているところであります。

小学校での授業の在り方についてのご質問ですが、指導の困難な児童の対応を
一部の教員に任せっきりにしたり、特定の教員が抱え込んだりすることがない
よう、体罰を引き起こす要因を排除できるように、協力的で組織的な指導がで
きるよう、学校をお願いしているところであります。

また、個々の教員は現職教育の場で、児童理解に基づく適切な指導ができるよ
う、指導力の向上に努めています。本年度、町として発達障害等に関する教職
員の、専門性向上事業の研究指定を受けていますが、これも児童理解に役立つ
事業になると考えております。

今後も、たとえ指導上の困難があっても、決して体罰することなく、粘り強い
指導と家庭や関係機関の協力を得ながら、学校や学級で児童が安心して学べる
関係と環境を確保するべく、努力していきたいと考えております。

中学校の部活動における体罰防止の問題については、平成 25 年 5 月 27 日に、
運動部活動の在り方に関する調査研究協力者会議から、運動部活動での指導
のガイドラインが出されました。この中には、体罰等の許されない指導と考
えられるものの、具体的な事例が示されております。

中学校にあっては、このガイドラインを遵守し、一人一人の生徒が輝く運動部
活動が行われるように指導しております。部活動の外部指導者、あるいは教員
については、県教委主催の研修会の方が用意されており、そうした研修につい

て、できる限り受講できるように配慮しているところであります。去る、9月12日には県教委主催のもと、運動部活動での指導のガイドラインの説明会が、県下200余名が集い行われたところであります。

次に、各学校で体罰事案及び体罰に近い不適切な行為が行われた場合、隠ぺいすることなく、校長あるいは教育委員会への報告、相談を速やかに行えるような気風や仕組みを創ろうと考えております。

問題の解決にあたっては、当事者から聞き取りを正確に行い、事実関係を明らかにするとともに、内容によってはスクールカウンセラー、ソーシャルワーカー、法務監、また緊急の事案については、警察等にもかかわっていただくことも考えております。

体罰事案のみならず、問題行動については、各校の状況を随時報告してもらっており、教育委員会においても、個別の事案について調査、点検し、よりよい問題の解決を図れるよう指導、助言をし、学校をサポートしていきたいと考えております。

以上で、村井議員のご質問に対する答弁とさせていただきます。

議長（門 瀧雄）

以上で、村井議員の一般質問に対する答弁は、町長、教育長からありますが、村井議員、再質問がありましたらお受けいたします。

議員（村井 勉）

体罰の問題ですけど、委員会として指導、監視を十分に行っていただき、今後このような事が、多度津はあったのか、無かったのか知らんですけど、無いようにまた、よろしく願いいたします。要望でいいです。

それから、給食センターですけど、食の安全がもう安心安全が第一でございますので、効率のいい事だったら十分前に向いて進んでいただけたらと思います。

よろしく願いいたします。要望です。

議長（門 瀧雄）

これをもって、9番村井勉議員の質問を終わります。

ここで、暫時休憩いたします。

再開は、45分から再開いたします。